

まおい学びのさと教育振興寄付のお願い

学びのさと自由が丘学園が取り組む教育事業の
さらなる充実にご協力を賜りたく、
教育振興に関わる寄付金募集のご案内をさせていただきます。



まおい学びのさと小学校は、地域に教育の選択肢をとという声に応え、多くの一般市民の方々からの寄付のみによって2023年4月に創立しました。全国でも珍しい市民立といえる学校です。今後も、新しい教育のあり方を期待する声に応えるため、子供たちに学校の楽しさと豊かな学びの場所を提供するとともに、地域社会との連携をすすめ、地域とともにある学校づくりを目指してまいります。

お寄せいただいた「教育振興寄付」は、教育環境の整備や奨学金制度の充実、体験学習の充実のために有効に活用させていただき所存です。みなさまにおかれましては、この趣旨にご賛同いただき、御芳志を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

学校法人 学びのさと自由が丘学園 理事長 細田 孝哉

まおい学びのさと教育振興寄付金

- 1 目的 教育環境の整備、充実のため
- 2 使途 ①教育研究活動(主に体験学習)の充実
②施設・設備の整備・充実
③奨学事業の設置
- 3 募集期間 特に定めていません。
- 4 申込金額 法人(企業・団体)は1口10万円以上、個人は1口1千円以上
(金額の多寡に関わらずありがたくお受けいたします)



教育研究活動(主に体験学習)の充実

体験の幅を広げるための校外学習のための費用や魅力ある外部講師の招聘を実現する費用に充てます。

施設・設備の整備・充実

子供たちがイキイキと主体的に学ぶための教育環境整備に取り組んでいきます。子供たちの自由な発想を形にするために必要な様々な設備、道具、ICT機器など。

奨学事業の設置

私立学校としての経済的負担をできるだけ軽くし、経済的理由のみで出願を断念する家庭を減らしたい。



寄付金の申込方法

学校から寄付申込書をお送りします。それをご返送の後、下記郵便局口座にお振り込みください。

郵便局からの振込

添付の払込取扱票に必要事項をご記入の上、郵便局の窓口・ATMでお振り込み願います。

ゆうちょ銀行 記号番号) 02780-0-72392
名義) 学校法人 学びのさと自由が丘学園

他の銀行から振込

ゆうちょ銀行 店名:二七九店
種別:当座 口座番号:0072392

- ・法人様による受配者指定寄附金(全額損金算入可)の制度を利用する場合は少し手続きが変わります。詳しくはまおい学びのさと小学校事務室までお問い合わせください。

■ 税金の控除について（個人の場合）

所得税

確定申告において寄付金の「税額控除制度」を利用すると年間2千円を超える寄付を行った場合、下記の計算式で算出された金額が「所得税額」から控除されます（本法人は、道より寄付金控除対象の証明を受けています）。

$$\text{（寄付金（※）} - 2\text{千円）} \times 40\%$$

（※）総所得金額等の40%を限度または、控除される税額は所得金額の25%を限度。ただし、所得税額を超えるような多額の寄付をした場合などは「所得控除制度」の方が有利になる場合があります。確定申告及び寄付金控除の詳細については、最寄りの税務署もしくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

住民税

北海道にお住まいの方は、年間2千円を超える寄付を行った場合、寄付した翌年度の「個人住民税」が軽減されます。具体的には下記の計算式で算出された金額が「住民税額」から控除されます。

$$\text{（寄付金（※）} - 2\text{千円）} \times 10\% \text{（又は4\%）} \quad \text{（※）総所得金額等の30\%を限度}$$

次の市町にお住まいの方は、個人道民税と市町村民税の合計10%

札幌市・江別市・岩見沢市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町・新ひだか町・湧別町・興部町・音更町・新得町・幕別町・士幌町・清水町・本別町・上士幌町・芽室町・浦幌町・鹿追町・中札内

2. 上記以外の市町村にお住まいの方は、個人道民税4%

（※）住民税の優遇措置は寄付を行った翌年の1月1日の住所地が道内である場合に対象。

例えば

札幌市内にお住まいで、
総所得金額が6百万円の方が
2万円を寄付した場合の例

所得税の税額控除額… $(20,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 7,200\text{円}$
住民税の税控除額… $(20,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 1,800\text{円}$
合わせて9,000円の税額控除を受けることになり、
実質的な支出（負担）は11,000円となる。

■ 税金の控除について（法人の場合）

1 受配者指定寄付金

この寄付金は、本学が「指定寄付金」として日本私立学校振興・共済事業団（以下事業団）の承認を受ける寄付金で、寄付金の金額を寄付した事業年度の損金に算入できます。手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要になります。この「寄付金受領書」は、本学園を經由してお送りいたします。

2 特定寄付金

一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金に算入できます。この損金算入は、本学発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人であることの証明書」（写）によって手続きすることができます。これらの書類は、寄付金が本学に入金され次第、お送りいたします。

入学特定公益増進法人の 損金算入限度額の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{資本金額} \times \text{当期の月数} \div 12 \times 0,0025 \cdots A \\ & \text{当期の所得金額} \times 0.05 \cdots B \\ & \text{損金算入限度額} = (A + B) \times 0.5 \end{aligned}$$

*次のような条件が付されている寄付金が受け入れることができません。

- ① 寄付金により取得した財産を寄付者に譲与すること。
- ② 寄付金による学術研究の結果得られた知的財産権を寄付者に譲渡し、または使用させること。
- ③ 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること。
- ④ 寄付申込後、寄付者の意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。

*また、次のいずれか該当するもの、その他理事長が特に本学の業務遂行上支障があると認めるものは、受け入れることができません。

- ① 入学者選抜の公正確保を害するおそれがあるもの。
- ② 寄付金を受入れることによって寄付者が特別の利益又は便宜を得るもの。
- ③ 寄付金を受け入れることにより学園に著しく財政負担が伴うもの。
- ④ 本学園から取引停止の措置を受けている期間中の者からのもの。
- ⑤ 反社会的勢力に係わる者からの寄付など不相当と判断するもの。

お問い合わせ先

学校法人 学びのさと自由が丘学園
〒069-1317 北海道夕張郡長沼町東2線北15番地

電話 0123-76-7660

メール maoi-jimu@manabinosato.ed.jp
H P : <https://manabinosato.ed.jp/>

